

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに
徴収猶予取扱要綱

平成20年3月28日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第69条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条の規定による一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予（以下「減免等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 広域連合長は、一部負担金の支払の義務を負う世帯主が次の各号のいずれかに該当したことにより、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が著しく困難になった場合において必要があると認めるときは、申請により一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 重篤な疾病又は負傷により死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより著しく収入が減少したとき。ただし、当該世帯が被保険者のみの世帯である場合を除く。
- (3) 干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したとき。
- (4) 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したとき。
- (5) 平成23年3月11日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたこと。
- (6) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

- (7) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であること。
- (8) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職したため現在収入がないこと。
- (9) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること。
- (10) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること。
- (11) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っていること。

2 前項の「その生活が著しく困難になった場合において必要があると認めるとき」とは、被保険者の属する世帯の世帯主が、おおむね過去1年以内の間に前項各号に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免され、又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である者(一部負担金の減免等により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。)となったときとする。

3 前項の規定は、被保険者の属する世帯の世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者又は要保護者である者であって、おおむね過去1年以内の間に第1項各号の事由のいずれかに該当した者も同様とする。

4 一部負担金の減免等を行う被保険者は、納期の到来している後期高齢者医療保険料を完納している者とする。

(一部負担金の減額及び免除)

第3条 広域連合長は、一部負担金の支払が困難で減額又は免除の必要があると認める被保険者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合により、6か月以内の期間に限って一部負担金を減額又は免除するものとする。

(1) 前条第1項第1号に該当した場合

損害の程度	減免割合
住宅又は家財の価格の 10分の5以上	10分の10
住宅又は家財の価格の 10分の3以上10分の5未満	10分の5

(2) 前条第1項第2号から第4号までに該当した場合

収入金額との減少の割合	減免割合
10分の5以上	10分の10
10分の3以上10分の5未満	10分の5

(3) 前号の「収入金額との減少の割合」とは、申請事由発生以前1年間の世帯収入額と申請事由発生以後1年間の世帯収入見込額を比較して算定するものとする。

(4) 前条第1項第5号から第11号までに該当した場合

減免割合 10分の10

(一部負担金の徴収猶予)

第4条 広域連合長は、一部負担金の支払が困難であると認める被保険者に対し、6か月以内の期間に限って一部負担金の徴収を猶予するものとする。

(申請)

第5条 前2条の規定による一部負担金の減免等を受けようとする被保険者は、あらかじめ広域連合長に対し後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書（様式第1号）に収入等申告書（様式第2号）及び第2条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類（以下「証明書類」という。）を添えて提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患その他緊急やむを得ない特別な理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(調査)

第6条 広域連合長は、前条の申請書等の提出を受けたときは、その内容について法第137条及び第138条の規定に基づき、実態調査、聴取り調査その他の方法（以下「実態調査等」という。）により調査のうえ、減免等の承認又は不承認の決定をするものとする。この場合において、必要があると認めるときは、被保険者、世帯主その他の世帯員について、同意書（様式第3号）の提出によりその者の資産及び収入の状況の調査を行うものとする。

（申請等の却下）

第7条 広域連合長は、第5条の申請等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請等を却下するものとする。

- (1) 証明書類を指示する期限までに提出しないとき。
- (2) 申請書及び家族構成、収入等申告書の補正又は前条の実態調査等に応じないとき。

（通知）

第8条 広域連合長は、第6条の規定により減免等の承認の決定を受けた被保険者には後期高齢者医療一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（様式第4号）を交付し、不承認の決定をしたときは、その旨を申請者に後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（取消し）

第9条 広域連合長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減額又は免除を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該減額又は免除を取り消すものとする。この場合において、当該減額又は免除を受けた者が保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受けた者であるときは、広域連合長は直ちに減額又は免除を取り消した旨及び取消しの年月日を当該保険医療機関又は保険薬局に通知するとともに、当該減額又は免除を受けた者がその取消しの日の前日までの間に当該減額又は免除によりその支払を免れた額を返還させるものとする。

2 広域連合長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。

- (1) 一部負担金の徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月19日告示第8号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成23年7月19日から施行する。
- 2 改正後の要綱第2条第1項第5号から第11号までの規定及び第3条第1項第4号の規定は、平成23年3月11日から適用する。